

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により、消費者に広く受け入れられている。しかしながら一方では、クレジット取引を利用した悪質な販売行為や利用者の返済能力を超えた過剰なクレジット契約等による被害が多発しており、クレジットシステムの提供者としてのクレジット会社の対応等が問われている。

このような中、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から割賦販売法の改正に関する審議を重ねているが、法改正に当たっては、消費者が安心してクレジット契約を利用できるよう、クレジット会社の責任において、クレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度となる必要がある。

よって国におかれては、割賦販売法の改正において、次の事項を実現されるよう強く要望するものである。

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性のある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1、2回払いのクレジット契約も適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
経済産業大臣

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の賃貸住宅は、市場において住宅を確保することが困難な市民の居住の安定や、ファミリー向け賃貸住宅の質の向上などに大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」では、現在77万戸ある機構の賃貸住宅を過大であるとし、公営住宅階層の居住者が大半を占めているものについては地方公共団体に譲渡するなどして機構の業務から切り離すという方針を掲げており、7千戸を超える機構の賃貸住宅に住む川崎市民の間には不安の声が高まってきている。

一方、平成19年6月29日に成立した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」における衆議院国土交通委員会の採決に際しては、機構の賃貸住宅について、居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めることなどの附帯決議がなされているところである。

よって国及び関係機関におかれては、この附帯決議を遵守するとともに、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 居住者の居住の安定に配慮し、居住者との合意なしに機構賃貸住宅の売却・削減をしないこと。
- 2 市場家賃（近傍同種家賃）を基本とする家賃制度から、居住者の負担能力を考慮した家賃制度の導入を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長

あて

高速道路料金の引下げと道路整備の財源確保に関する意見書

本市は公害問題を抱え、産業道路など依然として環境基準を達成していない路線もあり、沿道環境の改善のほか、交通渋滞、交通事故の削減が市政の重要課題となっている。これらに対処するには、環境にやさしい道路交通網の整備への交通の転換が必要不可欠である。

しかしながら、本年9月に公表された首都高速道路の距離別料金案は、長距離利用者や複数料金圏等の乗継ぎ利用者の負担が大幅に増加する内容となっており、高速利用が促進されるのではなく、過大な負担を避けて一般道路に交通が転換し、交通渋滞、沿道環境の悪化や交通事故の増大が危惧されることから、長距離利用者の負担軽減や各種割引の拡充が必要である。

また、本市では都市計画道路の整備率が63%と低く、未だ整備が立ち遅れているため、交通の円滑化や安全・安心な道路環境の形成に向け、道路網の整備を着実に進めるとともに、沿道環境対策、交通安全対策、防災機能の向上、計画的な維持修繕等の道路施策、及び鉄道の連続立体交差化、バリアフリー化等の施策を総合的に推進していくことが必要である。

よって国におかれては、首都圏の高速道路ネットワークを最大限に活かすため、料金を引き下げるとともに、都市部で重要課題となっている道路整備を着実に推進するため、必要な財源の安定的な確保について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急医療を要する傷病者に対する救急出場件数（平成18年）は、523万件余に上る。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急処置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められている。

しかしながら、都道府県の下、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指示・助言 ②事後検証 ③教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急な住民の目線からのMC体制づくりが求められている。

本年5月に都道府県MC協議会を統括する「全国メディカルコントロール協議会連絡会」が発足した。国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、地域のMCにおける課題や先進事例等について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急処置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきである。

よって国におかれては、メディカルコントロール体制の充実のために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医師の増員など、すぐに受け入れができる救急搬送先の体制の拡充を図ること。
- 2 全国メディカルコントロール協議会連絡会を定期開催し、地域メディカルコントロール協議会との連携強化を図ること。
- 3 メディカルコントロール協議会を充実させるための財政措置の増大を図ること。
- 4 オンラインメディカルコントロール体制の構築を推進すること。
- 5 救急救命士の病院実習や再教育の充実・強化を図ること。
- 6 救急活動の効果実証や症例検討会の実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

私学助成の増額を求める意見書

県の調査によれば、中学卒業者のほとんどが高校進学を希望し、そのうち8割が公立高校への進学を希望している。しかし、県は、全日制の公立高校の定員を中学卒業者の6割程度とし、4割は私学に行くことを前提としている。

サラリーマンの給与所得はいまだ減少を続けるなど、子育て世代の経済状況は、依然として厳しく、誰でもが私学に行くことができる状況ではない。公立高校を希望する生徒が多いことにしっかりと目を向け、受け入れる体制を作ることが必要であるとともに、多くの中学卒業者を受け入れている私学への支援強化が求められる。

私学も公教育の一環であり、公立と同じように教育を行う条件を整えることも必要である。私学助成は、昭和50年に制定された「私立学校振興助成法」に基づき、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担軽減、経営の健全性の確保のために行われている。この趣旨にのっとり、私立高等学校等に助成を行う主体である県が、4割の生徒が進学することのできる私学にするための支援を行うことは、多くの父母の願いである。

よって県におかれては、私学助成のより一層の増額を図るため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

意見書案第19号

「沖縄戦」の記述をめぐって、教科書検定意見の撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成19年12月11日

川崎市議会議長 鏑木茂哉 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 竹間 幸一 |
| | 〃 | 斉藤 隆司 |
| | 〃 | 佐々木 由美子 |
| | 〃 | 猪股 美恵 |

「沖縄戦」の記述をめぐって、教科書検定意見の撤回を求める意見書

平成19年3月30日に公表された教科書検定の結果によると、日本史の教科書に対して、沖縄戦による「集団自決」が「日本軍による強制された死」であること、日本の軍隊は、国家体制の維持のために、「国民の生命、安全を守る」ものではなかったとする記述に対して、「沖縄戦の実態について誤解するおそれがある表現」であるとして、日本軍による命令・強制・誘導等の表現を削除、修正させている。その根拠として、文部科学省は、日本軍による命令を否定する学説が出てきていることや、自決を命じたとされる元軍人らが起こした裁判などを掲げている。

しかしながら、係争中の裁判を理由にし、かつ一方の当事者の主張のみを取り上げることは、文部科学省自らが課す検定基準である「未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないこと」を逸脱するばかりか、沖縄戦研究では当たり前のこととなっている「沖縄の事実」「歴史的事実」をゆがめ、沖縄体験者が受けた日本軍による行為を消し去ることにつながるものである。

これまで決して語ろうとしなかった体験者の口を開かせるほどのこの怒りは大きな県民運動に広がり、9月29日に沖縄県で、「教科書検定意見撤回」を求める県民大会が行われ、沖縄県議会をはじめ、沖縄県内41全市町村の議会が、教科書検定の意見の撤回と「集団自決」に関する記述の回復を求める意見書を可決、提出した。

二十万人余の尊い人命が奪われるなど、悲惨な地上戦を体験し筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられた沖縄県民にとって今回の検定結果は到底容認できるものではなく、私たちも共通の思いである。

よって国におかれては、沖縄戦の歴史を正しく伝え、悲惨な戦争が再び起こることがないようにするためにも、今回の検定意見を速やかに撤回されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣

意見書案第20号

原油価格高騰に対する緊急対策を望む意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成19年12月11日

川崎市議会議長 鏑木茂哉 様

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 潮田智信 |
| | 〃 | 竹間幸一 |
| | 〃 | 猪股美恵 |

原油価格高騰に対する緊急対策を望む意見書

原油価格の高騰による灯油やガソリン価格の高騰が、製造業・農業・流通業など市内経済や市民生活に深刻な影響を及ぼしている。石油情報センターが平成19年11月末に発表した価格動向調査では、灯油の価格は統計開始以来の最高値を4週連続で更新し、ガソリン価格も、依然として最高値圏で推移している。こうした中、中小企業は製造コストや運送用燃料費等の上昇を取引価格に転嫁しにくい状況にあり、厳しい経営環境にさらされている。国民生活においても、灯油など生活必需品の高騰、原材料費や穀物価格の高騰による価格の上昇が消費者物価全般へ波及している。

原油価格高騰の要因として国際的投機資金の流入があることは、IEA（国際エネルギー機関）や産油国の会議など国際的にもこの認識は広まっており、投機資金の規制に向けた真剣な取組が求められている。また、高騰に対する対策として、石油業界への指導と同時に、中小企業や消費者保護対策の具体化が求められている。

よって国におかれては、原油価格の高騰に対し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 経済産業省は、平成19年11月27日付けの「下請取引の適正化について」及び「下請事業者への配慮等について」に基づき、買い叩きの禁止や代金支払などで親企業への指導・監督を強化し、取引価格が、材料費・労務費・運送費を考慮したものとなるように、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を順守させること。
- 2 業界による出荷制限など便乗値上げが行われないように監視・指導すること。
- 3 中小企業への緊急対策として、原油高騰による直撃を受けている業者への減税措置を講じるとともに、債務返済の繰り延べ、ゼロ金利融資の実施を行うなど、融資支援策を講じること。
- 4 各都道府県の在庫量を把握し、必要なら国の原油備蓄を取り崩してでも、安心できる量の確保と安定供給ができるように万全の態勢で臨むこと。
- 5 低所得者に対し、暖房費の負担増を軽減する対策を取ること。
- 6 卸売価格の公表など、国民に対して機敏に情報を提供すること。
- 7 バス事業など、公共的交通機関への財政上の支援措置を講じること。
- 8 低所得者、中小・零細業者などの生活実態をよくつかみ、国民からの相談窓口及び不公正取引の告発ホットラインを設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

あて

意見書案第 21 号

防衛利権の徹底解明を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 12 月 11 日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 潮 田 智 信

〃 竹 間 幸 一

〃 佐々木 由美子

〃 猪 股 美 恵

防衛利権の徹底解明を求める意見書

防衛装備品の調達をめぐる軍事利権疑惑で、守屋前防衛事務次官が収賄容疑で逮捕された。今回の事件は、装備品の仲介者である株式会社山田洋行が贈賄目的で接待を続け、長年にわたり利権構造をつくりあげてきた構造が浮かび上がったものである。

さらに、防衛装備品の調達に権限を持つ前事務次官が、商社に対して便宜を図った疑惑が持たれているのは、次期輸送機（CX）エンジンの選定などである。平成14年以降、防衛省が山田洋行と契約した実績は、156件、231億円に及び、落札率は99・9%と、実に商社のいい値ともいうべき実態が明らかになっており、地位を利用して行政をゆがめた事実が明らかになれば、防衛省の官僚トップにも及ぶ収賄事件に発展することになる。すべての事業について、水増しや便宜供与の有無について解明が必要である。

また、一連の軍事利権疑惑で、「日米平和・文化交流協会」が深くかかわっており、同協会の会合ではミサイル防衛システムの導入や「米軍再編」の推進を求めている。

守屋前事務次官が年間2兆円に及ぶ兵器購入費や総額3兆円にもなる在日米軍再編費にかかわって「口利き」をしていた疑惑も、一連の軍事利権の構図が根本にある。

東京地裁が「日米平和・文化交流協会」の事務所を捜索し、利権の本質に迫ろうとしている。司法における厳正な捜査と国会における徹底解明は車の両輪である。

さらに、立法機関の国会の場にある政党・政党支部が、いまだに企業からの献金を受け取れるために、政・官・業の癒着を拭いきれず、真相の解明に支障をきたしているのが現実としてある。

よって国におかれては、問題の中心にある軍事利権をめぐる疑惑を早急に徹底解明し、根本解決をされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
防衛大臣

意見書案第 22 号

生活扶助額引下げに関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 12 月 11 日

川崎市議会議長 鏑 木 茂 哉 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 潮 田 智 信 |
| | 〃 | 竹 間 幸 一 |
| | 〃 | 佐々木 由美子 |
| | 〃 | 猪 股 美 恵 |

生活扶助額引下げに関する意見書

生活保護制度は、国民に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した日本国憲法第25条の理念を実現するための制度であり、わが国における生活の豊かさ及び人権意識を計るバロメーターである。

しかしながら、厚生労働省の「生活扶助基準に関する検討委員会」は、生活保護世帯が受け取る食費や光熱水費等の生活費にあたる生活扶助額が、低所得者世帯の消費支出に比べて高く不公平感があるとして、生活扶助額の引下げの容認につながる報告書をまとめた。

現状では、ワーキングプアの増加や生活保護費より低い国民年金の支給額などの問題があるが、生活保護費の引下げは、最低賃金の底上げに逆行するものであり、低所得者世帯の所得を最低基準である生活保護費に近づけることこそ必要である。

また、わが国では、年間3万人以上の人々が自ら命を絶つ現状が9年間も続いており、社会のセーフティーネットとして、国が責任を持って生活保護制度の水準を維持していくことが強く求められている。

よって国におかれては、生活扶助額の引下げではなく、生活保護世帯の一層の自立を図るため、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣